

鹿 児 島 県 公 報

平成24年9月14日（金）第2838号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○温泉法施行細則の一部を改正する規則（※）		（生活衛生課取扱い） 1
告 示	示	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 2
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定		（障害福祉課取扱い） 2
○小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定		（水産振興課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の決定		（農地整備課取扱い） 2
○公共測量の実施（5件）		（監理課取扱い） 3
○堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結		（河川課取扱い） 4
公 告	告	
○平成23年度財団法人道府県会館災害共済事業経営状況報告		（財政課取扱い） 4
○平成24年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告		（畜産課取扱い） 4
○一般競争入札の参加者の資格に関する公告		（県立病院課取扱い） 6
○一般競争入札公告	（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い）	8
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）		（選挙管理委員会取扱い） 10

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第55号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成12年鹿児島県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「書類」を「申請書等」に改め、同条第1項中「書類」の次に「（以下「申請書等」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（申請書等の提出部数）

第4条 申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 省令第1条第1項の申請書及び省令第6条第1項の申請書（これらの書類を鹿児島市長を経由して提出する場合を除く。） 正本1部及び副本2部
- (2) 省令第7条第1項の申請書、省令第8条第1項の申請書、省令第9条第1項の申請書、省令第11条の届出書、法第19条第2項の申請書、省令第15条第1項の届出書及び省令第16条の届出書 1部
- (3) 前2号に掲げる書類以外の書類 正本1部及び副本1部

別記第19号様式添付書類2中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1035号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所K	薩摩川内市田崎町283番地	医療法人社団真澄会	薩摩川内市田崎町1071番地8	岩川 俊二	平成24年9月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1036号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
阿部 正治	医療法人青仁会池田病院	鹿屋市下祓川町1830	内科	平成24年9月3日
永井 利明	医療法人同潤会永井病院	薩摩川内市大小路町21-5	内科	平成24年9月3日
呉 建	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	内科	平成24年9月3日
前田 拓郎	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	内科	平成24年9月3日

鹿児島県告示第1037号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 許可の申請を要する者

- (1) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目岬とを結ぶ線以北の鹿児島湾内で、手繰第1種漁業を営もうとする者
- (2) 鹿児島県海域で、手繰第2種漁業のうち貝びき網漁業を営もうとする者
- (3) 鹿児島県海域で、ひいらぎ網漁業を営もうとする者

2 許可の申請の期間

平成24年9月24日から同年10月5日まで

鹿児島県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（ため池等整備事業（土砂崩壊防止））（農業用排水施設整備）三保野谷地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年9月18日から同年10月16日まで
- 3 縦覧場所
南九州市役所耕地課

鹿児島県告示第1039号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（都市計画図・共用空間DB修正）
- 2 作業の期間 平成24年8月13日から同年10月31日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市東郷町及び入来町の各地内

鹿児島県告示第1040号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年8月30日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 志布志市有明町野井倉地内

鹿児島県告示第1041号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年8月30日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 東串良町新川西地内

鹿児島県告示第1042号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁屋久島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年9月3日から平成25年3月25日まで
- 3 作業の地域 屋久島町平内及び湯泊の各地内

鹿児島県告示第1043号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（2級基準点測量）

- 2 作業の期間 平成24年 9 月 13 日から平成25年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 霧島市全域

鹿児島県告示第1044号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第 1 項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 9 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
一級河川 川内川水系 五反田川	右岸堤防	薩摩郡さつま町大字船木字宮ノ下3615番 1 地先から同大字字溝添999番 1 地先まで

2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名

種 類 さつま町道
路線名 油田古城線及び宮ノ下五反田線

3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 さつま町
住 所 さつま町宮之城屋地1565番地 2
代表者 さつま町長 日高政勝

4 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する^{のり}法面で、当該路肩から^{のり}法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

5 管理の期間

平成24年 8 月 31 日から道路の存続する日まで

公 告

平成23年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の 2 第 2 項の規定により、財団法人都道府県会館理事長山田啓二から通知のあった平成23年度災害共済事業の経営状況の概要は、次のとおりである。

平成24年 9 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

災害共済事業

分担金その他の収入	1, 388, 550, 123円
災害共済金、経費その他の支出	538, 643, 695円
年度末正味財産	1, 713, 486, 317円

平成24年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 2 項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年9月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催期日
平成24年10月29日（月）から同年11月20日（火）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県肉用牛改良研究所（曾於市大隅町月野2200番地）
- 3 講習会の定員
8人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 講習会の対象者
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜体内受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 6 受講及び修業試験の免除
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第23条第2項各号に掲げる科目のうち体内受精卵移植概論又は受精卵の生理及び形態を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 7 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 家畜体内受精卵移植講習会受講願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - エ 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写し
 - オ 6に該当する者にあつては、家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面
 - (2) 提出書類等の提出先
受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
 - (3) 提出書類等の受付期間
平成24年9月19日（水）から同月27日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、平成24年9月27日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付
家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。
なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 受講手数料
34,000円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）
- 10 受講者の選考
受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。
 - (1) 試験の日時
平成24年10月10日（水）午前10時から正午まで
 - (2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎17階）共用会議室17-A-1

- (3) 試験の内容
畜産についての筆記試験
- (4) 試験の手数料
無料
- (5) 試験の通知
試験を実施する場合は、平成24年10月3日（水）までに受講申込者にその旨を通知する。
- (6) 受講者の決定通知
受講者として選考された者に対しては、平成24年10月19日（金）までにその旨を通知する。

11 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

.....

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成24年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

- (1) 種類
物品（医療機器類）の借入
- (2) 名称
核医学診断システムフルメンテナンス付き長期継続賃貸借契約 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の賃貸業の許可を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ

らを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては，主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書，個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成24年9月18日から同年10月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され，その取消の日から2年を経過していない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し，若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし，知事が特に必要と認める場合は，この限りでない。

エ 暴力団

オ その役員等が，次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (ハ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して
している者
- カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から翌年の12月31日までとする。
- 5 入札の公示の方法
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年9月14日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
核医学診断システムフルメンテナンス付き長期継続賃貸借契約 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター
- (5) 借入期間
平成24年12月1日から平成30年11月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度
以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約
は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（平成24年9月14日鹿児島県公報第2838号登
載）により示した核医学診断システムフルメンテナンス付き長期継続賃貸借に係る知事の
入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する
暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加
える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金
銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は
積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年10月23日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年10月24日 午前10時
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Gamma Camera under long-term continuance lease with fullmaintenance:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 23 October 2012
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Division
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
1-8-8 Fudamoto,Kanoya City,Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan
TEL 0994-42-5101
FAX 0994-44-3944

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成24年6月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第26号（直接請求の連署に必要な有権

者の数)は、廃止する。

平成24年9月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,849
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	298,735
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,351
	鹿屋市・垂水市区 32,956
	枕崎市区 6,560
	阿久根市・出水郡区 9,609
	出水市区 14,986
	指宿市区 12,352
	西之表市・熊毛郡区 12,503
	薩摩川内市区 26,866
	日置市区 13,880
	曾於市区 11,322
	霧島市・姶良郡区 36,895
	いちき串木野市区 8,458
	南さつま市区 10,627
	志布志市・曾於郡区 13,291
	奄美市区 14,065
	南九州市区 10,952
伊佐市区 8,267	
姶良市区 20,430	
薩摩郡区 6,712	
肝属郡区 11,960	
大島郡区 18,086	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	298,735
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	